

「第6期京都府障害福祉計画及び第2期京都府障害児福祉計画(中間案)」に対する意見募集結果

1 意見募集期間

令和2年12月24日(木)から令和3年1月13日(水)まで

2 意見募集の結果

	提出者数	提出案件数
個人	8	34

3 御意見の要旨及びそれに対する京都府の考え方

項目	御意見の要旨
サービス見込量	1 視覚障害のある方が外出、移動する際に心強い存在がガイドヘルパーであり、行き慣れない場所や、初めての場所へ出掛けるときの助けになる。ガイドヘルパー講習を実施し、今後、視覚障害のある方の存在を気遣い、声掛けを心がける府民が増えればと思う。
	2 発達障害のある方が希望する職場で就労するため、就労移行支援を利用する際には支援する職員との信頼関係を大切に、就労に向けて根気よく取り組んでほしい。周りからの励ましも必要。精神障害のある方は、体調に気をつけながら、無理せず就職活動に取り組み、支援する職員も御本人のペースを大事にしてほしい。
	3 統合失調症などの精神疾患を正しく理解し、精神障害のある方が地域で暮らしていく上で必要な住環境や医療、福祉サービスなど生活基盤の整備が必要。
防災、防犯等	4 「避難行動要支援者名簿」の対象者に対する現在の搭載率はいくらか。
	5 個別避難計画作成の府内の進捗状況はどうか。
	6 障害者対象の避難所(福祉避難所)における受け入れ能力は満たされているのか。
	7 新型コロナウイルス感染症にも対応できる避難受け入れ能力はどうか。
差別の解消、権利擁護	8 日頃から意識をしなければ、現状としてどのような差別の実態があるのかわからない。どうすればよいか分からない人もいると思われるので、そうしたことも含めて周知を進めてほしい。
	9 京都府でもヘルプマークの配布をされているが、知らない人がまだまだたくさんいるのではないかと。様々な機会を通じヘルプマークを付けている人がもっと援助を受けられるよう、広く啓発してほしい。
	10 府が主体となり、市町村とともに市民後見人材の養成に取り組んでほしい。
	11 成年後見の中核機関設立については、府が主導的に取り組んでほしい。府が主導して圏域毎につくっていくことで、全府内に早期に設立できることになる。
	12 「市町村単位で設置を進めることとされている中核機関……」とあるが、複数の市町村での設立も可能なはず。

項目	御意見の要旨	
差別の解消、権利擁護	13	法人後見の取組について、社会福祉協議会の動きを記述してほしい。府社協では、受任等の取組も進んでおり、全府域の後見体制をつくること、府民の高い信頼度を確保できること、府民を後見人材として活用できることからぜひ進める必要がある。
	14	「府の取組」である以上、数値目標を立ててほしい。 ・障害者の成年後見制度利用者 ・うち市町村長申立件数 ・社協が行っている日常生活支援自立支援事業利用者
自立・意思決定の支援	15	「社会的ひきこもり」対策について、青年・中年の「働き盛り世代のひきこもり」対策を、「待ち」の姿勢ではなく、「どんな働きかけ(アプローチ)をしていくのか」項目を設けて記述してほしい。
	16	障害福祉を支える人材の確保と定着は、全事業所における深刻で待ったなしの問題。府の推進協議会に、部会をつくり、今すぐ取り組んでほしい。
雇用・就業・経済的自立の支援	17	障害者雇用は総雇用率が法定率をクリアすればいいのではなく、障害のある方を雇用する企業割合を100%にしないと達成されたとはいえない。一般就労を進めるために、障害者雇用促進法の対象企業での就労体験や試行採用を進めることを記述してほしい。
	18	障害のある方が農作業を行い、農作物や果物の収穫、出荷を行う農福連携の取組が、障害のある方の収入だけでなく、自信になるといい。京都市内の市街化調整区域に点在する生産緑地を担い手がいないからと廃止するのではなく、できれば農福連携に活かしてほしい。
文化・芸術活動やスポーツの機会を通じた	19	障害のある方の大好きな物や気に入った物を素直な気持ちで描いた絵画には、いつも力強さやあざやかさを感じる。素晴らしい作品の発掘と鑑賞する機会を増やしてほしい。
	20	障害者スポーツの大会や試合は、障害に応じた配慮が必要であり、大会、試合を支えるボランティアを含めたスタッフの育成や準備が必要。障害者団体、障害者の各種スポーツ団体も、障害者選手の実力が出せる試合、大会を目指せるよう、力になってほしい。
障害のある児童への支援	21	不登校児童・生徒への教育面での学校外支援についても記述してほしい。不登校段階で、ケア的役割を持っているのが校外の適応指導教室や自治体設置の「第3の居場所」や民間のフリースクールであり、これらの充実が不登校の解消や社会への参加、就労にも繋がることになる。
人材育成	22	障害のある人が住み慣れた地域で生活していくためには、施設や外出先で支援をしてくれる人材の充実が不可欠であるので、さらに人材育成に取り組むべきである。
	23	「自立支援協議会人材育成部会」とは、どこにあるのか。府の推進協議会に置いているのか。
	24	人材の養成・確保について早急に対応され、高次脳機能障害の常勤の専門職の京都府北部の各地域支援拠点への配置を希望する。

項目	御意見の要旨
地域生活支援事業	25 第4章「3 広域的な支援事業」に記載されている京都府障害者自立支援協議会とは、現在の推進協議会とは違うのか。
	26 高次脳機能障害のある人に対する支援拠点における相談支援について、京都府北部では、京都府北部、丹後地域、中丹東地域、中丹西地域のリハビリテーション支援センターでの相談窓口等の一層の充実を希望する。
	27 高次脳機能障害についての普及・啓発はまだ不十分。行政として、普及・啓発をされているのが府民には見えていない。当事者が速やかにリハビリや相談支援に繋げるように、高次脳機能障害の普及・啓発の一層の支援体制を希望する。
	28 高次脳機能障害のある人は、他の障害を持つ人とのコミュニケーションが逆にストレスに繋がるため、居場所に行っても、就労継続支援の場でも長続きしない。高次脳機能障害のある人の居場所と就労支援に繋がる支援拠点、リハビリの場の設置を希望する。
	29 第4章、地域生活支援事業の実施の「2意思疎通支援を行う者の養成・派遣等事業」の中で、点訳・朗読の各奉仕員について記載があるが、点訳・朗読の各奉仕員については、第5章、障害福祉サービス等の人材確保及びサービスの質の向上の取組「1人材の養成・確保」の中で明示されているため、この部分は残したうえで、視覚に障害のある人の意思疎通を支援する人としては、点訳・朗読の各奉仕員ではなく、代読・代筆を行う人等について、明示する方が適切と考える。
その他	30 障害当事者及び福祉事業所に対する新型コロナウイルス感染症対応について記述してほしい。現在、障害者や事業所、学校が最も不安で恐れているのがコロナ対応。例えば「具体的対応策(ガイドライン)を作成する」など、取組ができないか。
	31 令和元年6月に視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律(読書バリアフリー法)が公布・施行され、視覚障害・発達障害・肢体不自由その他の障害により、読書や図書館の利用に困難を伴う人が読書を通じて文字・活字文化に触れることのできる環境整備を進めることとされた。京都府としても、アクセシブルな書籍等の提供や、障害の種類・程度に応じた配慮を行うことで、視覚障害者をはじめ読書に困難を抱える人たちの社会参加・活躍の推進や共生社会の実現を図るとともに、読書に親しみやすい環境づくりの取組を進めていくことが必要であり、読書バリアフリー法についての文言を盛り込んでほしい。
	32 女性障害者の複合差別への事業所向け研修の実施を検討してほしい。 ※実施に当たっては当事者および学識経験者での研修とすること
	33 女性障害者専用のDV被害等避難シェルターの設置を検討してほしい。 ※肢体不自由な方がアクセスできる施設であること
34 女性障害者専用の相談窓口の設置を検討してほしい。 ※障害種別によるきめ細やかな当事者でのカウンセリングの実施 ※介助の要らない施設へのアクセスの整備	